

飯田市環境に配慮した農産物地域相互認証制度 (みやまし農産物認証)実施要領

令和7年 11 月5日 7飯農セ第 61 号

1 制度創設の目的と取組

飯田市の目指す地域循環型農業を促進する手段の1つとして、域産域消を前提とした「飯田市環境に配慮した農産物地域相互認証制度(以下「みやまし農産物認証」)」を創設し、下記の取組を実施する。

- (1)子どもたちに安心な給食を届けるために、有機農産物を給食に取り入れることを目標とし、その足掛かりとして化学合成農薬、化学肥料を減量した農産物を認証し、給食食材として積極的に取り入れていく。
- (2)みやまし農産物認証取得をきっかけとして、よりハードルの高い認証制度(信州の環境にやさしい農産物認証制度や有機 JAS 認証等)の取得に取り組めるよう支援を行い、環境に配慮した農業を推進する。加えて下伊那の他町村とも連携し、地元農産物の域産域消や環境に配慮した農産物の利用割合の向上を目指す。

2 制度の内容

(1)申請対象者

飯田市内に住所又は事業所を有し、認証された農産物を販売目的で生産する農業者。

(2)認証対象農産物

原則として以下の品目とする。

作 目	品 目
穀類	米、麦類
豆類	大豆
雑穀類	そば
果実	りんご、ぶどう、なし、もも、(ネクタリンを含む)、おうとう、すもも、(プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず、キウイフルーツ
野菜	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、根深(軟白)ねぎ、野沢菜、レタス、非結球レタス、セルリー、ブロッコリー、アスパラガス、パセリ、だいこん、ながいも、ばれいしょ、たまねぎ、生食トマト、ミニトマト、きゅうり、ピーマン、さやいんげん、さやえんどう、スイートコーン、なす、かぼちゃ、すいか、いちご、チンゲンサイ、みずな、みぶな、葉ねぎ、カリフラワー、ズッキーニ、エダマメ、にんじん、にんにく、カラーピーマン、施設メロン(夏どり作型)、こまつな、ケール
特用作物	茶、こんにゃく

※これ以外のものは事前に要相談。

※「信州の環境にやさしい農産物認証制度」の対象品目に準じる。(長野県慣行栽培基準が示されているもの)

(3) 認証基準(以下の①、②を全て満たす場合に認証する。)

①化学合成農薬の地区農薬使用回数(有効成分数)を長野県の定めた慣行基準の 30% 以上削減した農産物。(果樹については 20%以上削減した農産物)

②化学肥料の使用量(窒素分量)を長野県の定めた慣行基準の 30%以上削減した農産物。

※「地区農薬使用回数」とは

地域慣行基準の農薬使用回数に、複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)や、作物により植物成長調整剤、塗布剤等の加算できる農薬を使用した場合は、使用した回数を加算した延べ使用回数をいう。

※2(2)の認証対象農産物にない品目を申請する場合以下の通りとする。

- ・化学合成農薬、及び化学肥料を使用しない場合は、100%削減として認証を行う。
- ・化学合成農薬、又は化学肥料を使用する場合は、近隣県の慣行基準を準用する。またその場合は基準に対して、それぞれ 5 割以上削減した場合に認証する。

(4) 認証期間

原則として認証日から 1 年間。

(5) 認証マーク

当認証マークのシールを事務局(飯田市農業課)で作成し、必要に応じて生産者へ配布する。

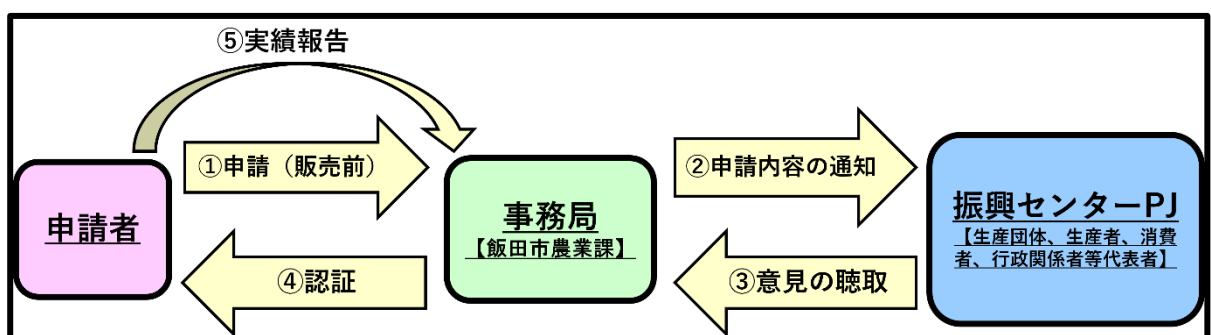


(6) 認証方法

- ①申請者は認証する農産物の販売前に「みやまし農産物認証 申請書(様式第1号)」及び「化学肥料・農薬の使用計画(別添様式1)」を事務局に提出する。
- ②事務局は飯田市農業振興センター「地域循環型農業研究プロジェクト」の認証メンバーに対して申請内容を通知する。
- ③認証メンバーは申請内容について確認し、必要に応じて助言等行う。
- ④事務局は認証メンバーからの意見を踏まえ、申請者に対して認証の可否を通知する。
- ⑤申請者は栽培後に「みやまし農産物認証 実績報告書(様式第2号)」を提出する。
「化学肥料・農薬の使用計画」に変更があった場合、変更事項を追記したうえであらためて提出する。

※実績報告の内容が認証基準を満たしていなかった場合は認証を取り消す。

※必要に応じて認証メンバーによる認証作物の圃場の現地確認や協議の場を設けるなどを行う。



(7)認証メンバーの構成員

生産団体 …JA みなみ信州(2名)、下伊那園協(果樹の場合1名)

生産者 …南信州ゆうき人(2名)

消費者 …矢高調理場長(1名)

行政関係 …南信州農業農村支援センター(1名)